

特集

いま、マイナンバーカードで何ができるか

マイナンバーは2016年に導入された個人を特定する12桁の番号で、日本に住民票を有するすべての人(外国人も含む)に発行され、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。マイナンバー制度導入以前は、国の行政機関や地方公共団体など、それぞれの機関でそれぞれの番号(住民票コード、基礎年金番号、健康保険被保険者番号など)で個人の情報を管理していたため、機関をまたいだ情報のやりとりでは、氏名、住所などでの個人の特定に時間と労力を費やしていた。そこで、社会保障、税、災害対策の3分野について、分野を横断する共通の番号を導入することで、個人の特定を確実かつ迅速に行うことが可能になった。利用者にとっても、添付書類の省略などにより手続時間や手間を短縮できることとなった。

ところが、マイナンバーの利便性をさらにアップする「マイナンバーカード」の全国普及率は、2020年3月時点で15.5%と低く(総務省調べ)、マイナンバー制度自体あまり普及してはいないのではないかと懸念があった。

「マイナンバーカード」が急に注目を浴び始めたのは新型コロナウイルスに係る経済救済措置として創設された「特別定額給付金」の申請にマイナンバーカードが追加されたことで、給付を急ぐ人がマイナンバーカードの申込に殺到した。

いま、「マイナンバーカード」で注目されていることは、2020年9月から申込みが開始された「マイナポイント」の獲得だ。マイナンバー制度のさらなる普及と「マイナンバーカード」の利用促進を目的に導入されたシステムで、キャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると利用金額の25%分のポイント(上限5,000円分相当)をもらえる仕組みとなっている。

また、「マイナンバーカード」は、顔写真付きの身分証明書として利用することができる。市町村での厳格な本人確認においても確かに本人であるという証明となり、顔写真があるので、なりすましができないという大きなメリットがある。

さらに、2021年3月からは、健康保険被保険者証としての利用が可能になる。過去のデータに基づく診療や薬の処方を受けることができるようになる、限度額を超えた医療費の一時払いなどの自己負担がなくなる、自分の健康管理がしやすくなる、「マイナンバーカード」を確定申告に利用できるようになる、などのメリットがある。

これ以外にも、コンビニでの各種証明書の受取りや、子育てなどのサービスの検索やオンライン申請に利用することもできる。

公的年金制度については、2017年1月からマイナンバーによる年金相談や照合を受け付けるようになり、基礎年金番号がわからなくても「マイナンバーカード」を提示することで相談や照合ができるようになった。



今後ますます利便性が広がる「マイナンバーカード」だが、持っていない人も、年金関係の届出(2018年3月からは、マイナンバーの記載が原則)などについてはマイナンバーを記載する場面が増えるため、その重要性をよく理解し管理は徹底したい。